

ありえない！

最重症の被害者への支給、23年間の増加額は→7千円^{チョット}

これが公益財団法人ひかり協会の「救済」支給水準

原告側提出の第一回準備書面(訂正版)(本文書の6ページ冒頭)で明かされている重症被害者への支給金額の23年間にわたる推移を、表組みし、解説を入れて以下に示す。

----- 以下 -----

年	公害健康被害補償制度 (勤労者賃金の80%)		男女 単純平均 A	B: A×60% (「国民」から許 してもらえないか ら6掛けした、と いう「重症被害者 の生活水準」)	生活手当 1級	障害者基礎 年金1級	合計 といっても、税 金との合計 (基金は1984年 頃から税金を足 した額を「基金の 保障水準」とにわ かに言い出した)
	男	女			実際の 基金支出分	国民の税金 (一方で、国民を「よ そ者」と攻撃する)	
1983	197,500	119,800	158,650	95,190	50,000	58,652	108,652
			(198,312)	(118,987)	↓	基金の支出分ではない	
2006	353,100	204,200	278,650	167,190	57,642	82,508	140,150
			(348,312)	(208,987)	23年間の増 額分7,642円	基金の支出分ではない	

(注1) 括弧内の数字は公害健康被害補償制度の金額を100%に直し、それを基準に60%を算出した金額。

(注2) ひかり協会の云う生活保障水準額とは、「生活手当+障害者基礎年金」の合算額を云う。

----- 以上 -----

【解説】

基金支出の給付は、23年間でたったの7,642円しか増えていない。

一方、30年前にすでに大企業の重役クラスの給与を受け取っていた事実が暴露された同財団の職員だが、現在までの給与推移や、昇給率は一切ベールの中だ。公益財団法人には、かくも秘密主義の運営が許されるようだ。

なお、上記の表組み及び、表中での白抜き文字及び7ポイント以下の文字、以下の赤字部分は、資料館側で追加した正式な準備書面にはない補足説明。なお表中記載の「基金」とは、「公益財団法人ひかり協会」をさす。

基金が1983年から2006年の23年間に、正味増額した給付額は、わずか、7,642円。

なお「被害者団体」や「基金」が、「国民との合意で決めた」という、著しく「控えめ」な「勤労者の賃金の60%でよしとする公害被害者・重症者の生活水準」なるものと、彼らが「保障している」とする水準との差は2006年段階で、

1. 税金を下駄履きさせた合計額でさえも、68,837円もの開きがある。

2. 基金自身が正味で配分する金額 57,642 円とでは、
15万円(151,345)にも上る、開きが発生している。

これで大金が節約できたと喜ぶ勢力と、基金内で身入りが増えたと喜ぶ勢力が誰かは、言わずもがなだ。

なお、本来の勤労者の平均賃金である、348,312円から、基金が正味で支出している額57,642円を引くと、不足の差額分は、29万円超(290,670)／月 である。これが被害者の「経済面での実際の痛みの差の平均値」といえるかもしれない。同時に、加害企業が、様々な策を講じて節約して生まれた、企業にとっての「幸運な差額」だといえよう。

更にこれは、森永が「働けなくさせ」、今度は、被害者団体幹部が「働かない被害者」と差別し、更には、「基金」の専従職員の給料をさっ引いた残り物を分配されている重症被害者が、実社会と比して受けている差別待遇の給与水準だ。

【森永乳業 株式会社の売り上げ、役員報酬、歴史認識は？】

一方、毒ミルクを飲ませた森永乳業の売上高は年間5千億円超。同社・取締役 10 人の年収合計は、2億4千万円超+ストックオプションという「ご褒美」が3千万円超付き、である。(出典:森永乳業株式会社第89期有価証券報告書 /役員報酬は利益配分であるから、利益にあずかった取り分である。なお、世界史上最大の砒素中毒である森永ヒ素ミルク中毒事件は、同報告書の「沿革」には記載されていない。つまり同社にとっては、同社の歴史には正式には存在しない事件らしい。そこからは、この会社が抱えている公害被害者への思いはなんら観察できない。ちなみに、基金への支出の付記は、株主送付の IR 情報誌からも最近、削除され、現在の情報誌は、同社商品がむやみに陳列された商品カタログかと思紛うものになっている)

いまでは年間 16 億円(88 期は 17 億超 → 89 期は 16 億超に減額)の森永の支出(税引き前の特損扱い／特損は課税対象額を減額できる ちなみに、89 期の同社特損は計 49 億 2 千 9 百万円ある。つまり特損自体が、もともと、基金支出額の 3 倍近く存在している)を、なぜか、いくら被害者団体が「誇らしげに」自慢しても、基金組織に森永乳業の幹部が厚生労働官僚と共に介入し、厚待遇の基金専従と「協力」しあってきたらしい現実、そして、最初から膨大な規模の被害者を抱えている現実を、あわせ考えると、なんら驚くに値する額ではない。

被害者を重症の後遺症で苦しめておいて、それに更なる「はした金」でおうちをかけるのなら、森永乳業の役員は、一度、彼らが被害者に保障しているとする金額に合わせて、年収を 57,642 円×12ヶ月=691,704 円にまで削減し、(体は元気なんだから、当然「守る会がいうような、低賃金でも稼ぐことにはやりがいがある」という理屈で国民の税金・障害者基礎年金などは使わず)、ヤリクリ生活にトライしてみたらどうだろうか？ そうでもしないと、被害者の苦しみ、その家族兄弟、二世の苦しみの万分の一さえも、想像すら出来無いだろう。

↓以下、準備書面本文に入る

(注:以下の文章は、原告が11月13日に提出した準備書面に11月19日追加提出の訂正内容を反映させて読みやすくしたものである。明らかな誤字・脱字は、修正した。)

平成24年(わ)第737号

原告 榎原鈴子

被告 公益財団法人ひかり協会 外3名

平成24年11月13日

岡山地方裁判所第2民事部合議係御中

原告代理人弁護士大石和昭

準備書面

第1 生活手当の決定過程と決定の違法性について

1 被告守る会は、1972年8月20日に「森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案(恒久対策案)」を発表した。

被告守る会は、1973年4月10日に第1波として大阪府の被害者を原告として、国、森永乳業を相手として民事訴訟を提起した。

2 厚生省山口政務次官からの働きかけで、裁判とは別に1973年10月12日から、森永、厚生省、守る会の三者による会談(三者会談)を開始した。

三者会談は、1973年12月23日の第5回目で確認書を交わし、森永が今まで拒否していた「企業責任」を認め、守る会の作成した『恒久対策案』を尊重し、同案に基づいて設置される「救済対策委員会」(その後の「ひかり協会」)の判断と決定に従うことを確約した。これは「第五回三者会談確認書」といわれ、五項目からなっており、森永の企業責任、国の行政責任が認められている。

3 「救済対策委員会」は後の「ひかり協会」であり、1974年4月25日に厚生省から財団法人としての認可を得た。以後は森永ミルク中毒の被害者の救済を恒久対策案に沿って実行する救済機関として出発することになった。

守る会は大阪をはじめとして岡山、高松と3波による民事訴訟を取り下げることを同年5月12日に決議した。

4 現在生活手当として重症被害者に支給されている年金は、恒久対策案の「Ⅱ 具体的対策中、(6)生活権の回復(イ)年金 自ら収入を得ることが出来ない被害者には国家公務員一般行政職の給与相当額を基準として年金を終身支給する」に由来

するものである。

生活手当は、ひかり協会が発足後は暫定措置として障害者基礎年金1級～2級の者には調整手当として4万円を支給していた。次年度からは1級—5万円、2級—4万5000円を支給し、それに加えて人によっては1級には付加手当4万円、2級には同2万円が支給され、この暫定措置は1985年まで続いた。暫定措置が決められた1975年には、国家公務員の20才時本俸は6万2500円であったから、調整手当と障害者基礎年金1級3万5373円、2級2万8300円を加えれば、「国家公務員一般行政職の給与相当額」という恒久対策案の規程を上まわっていた。

5 暫定措置を改悪し固定化したのが「30歳代を迎えての被害者救済事業の基本的確認事項」（守る会、太陽の会＝被害者自身の会、ひかり協会）によってである。このなかの「3 生活保障・援助」で、生活手当として新しい基準額が設定された。ここにおいては、「本人の所得保障の水準は、30才の勤労者の賃金の60%とする。」と決定され、付加給付』にかわり『介護手当』が支給されるようになった。以後、現在までこの基準には変化がない。

6 そこで問題になるのが、「勤労者の賃金の60%」の具体的な意味内容である。守る会の元副理事長・元ひかり協会常務理事であった黒川克巳氏さえ「60%とした理由」とその「勤労者の賃金」の具体的な意味内容を知らないという。

そこでその釈明を求める文書を原告榎原の開設したホームページに掲載したが、ひかり協会からの反応（回答・釈明）はなかった。

また、「平成21年（ワ）第249号損害賠償等請求事件」（岡山地方裁判所に係属した原告能瀬の事件）において、能瀬氏が2009年5月11日守る会に対し「文書提出命令の申立書」を持って「勤労者の賃金の60%」の「出典」を求めた。これに対し、守る会は2010年12月22日付けの準備書面（12）で「文書は現在、存在しない。」との回答をした。

ところが、2011年3月14日付けの「準備書面（14）」では「公害健康被害補償制度」を参考にしてその6割を根拠としたと陳述した。

守る会及びひかり協会が、出典、いふなれば、「勤労者の賃金の60%」の具体的な意味内容を明らかにしたのは、基準作成（「本人の所得水準は、30歳の勤労者の賃金の60%とする。」）以来初めてであった。

7 ここにおいて、ひかり協会の全ての文書で説明されていた生活手当の算出基準である「勤労者の賃金の60%」とは全く異なる基準にもとづき、生活手当の金額が算出されていたことが判明した。なぜなら、公害健康被害補償法では、被害者補償額は、「勤労者の賃金の8割」を基準として定められていたからである。公害健康被害補償法の制度については、「ひかり京都版」第45号（1976年12月10日発行）にも掲載されているし、独立行政法人環境再生保全機構のHPからも入手できる。その他『森永ミルク中毒事件と裁判』（1975年12月20日発行）の450頁でも

言及されている。このように、各種資料で制度内容の把握は可能でありながら、公害健康被害補償法の「勤労者の賃金の8割」を基準として生活手当の額を計算したのは、故意に生活手当を低額に抑える意図でやられたものとしか考えられない。この基準、つまり「公害健康被害補償法の制度の被害者補償額の6割」の基準で生活手当を算出したとするならば、「勤労者の賃金」という表現をとるならば、「勤労者の賃金の48%」と表現すべきである。しかるに、ひかり協会、森永乳業、国は、いずれも「勤労者の賃金の60%」という表現を維持し続けた。

8 前掲の準備書面(14)で記述されている主張は次のとおりである。

「③生活手当について」

①障害者基礎年金を受給している被害者に対し、ひかり協会が支給している生活手当及び生活保障水準額の検討過程は、準備書面(6)で詳述されている。

「ひかり協会が設定する生活保障水準額において反映させる1983年当時の賃金の状況として、公害健康被害補償制度を参考にした。男・30~34才197,500円と女・30~34才119,800円の単純平均158,650円の6割である95,190円を一つの根拠とした。また、厚生年金の全受給者平均が114,204円であったことも根拠とし、最終的に1986年度の支給開始時の生活保障水準額を110,000円と決定した。」

9 前掲引用文書中にある準備書面(6)では、「本人の所得保障の水準額は、30才の勤労者の賃金の60%とする。算定方式とスライド方式は出来るだけ効率的で安定した制度とする。」とある。また、ひかり協会の公式文書である『ひかり協会30年の歩み』でも同一の文章を掲載している。さらに、『ひかり協会30年の歩み』の331頁『「40才以降の被害者救済事業のあり方」の基本的確認事項』でも334頁において『(2)生活手当の保障水準の考え方は、「30才をむかえての被害者救済事業のあり方」の基本的確認事項の考え方を変えない。』とある。

10 公害健康被害補償制度は、正式には「公害健康被害補償等に関する法律」といい「障害補償標準給付基礎月額」が経済情勢によって「環境省告示」として改訂されて示されている。平成18年3月30日に発表されたものは以下のとおりである。「昭和26年4月2日から昭和31年4月1日までの間に生まれた者 男子353,100円、女子204,200円」これを単純平均すると、278,650円になる。これに60%をかけると167,190円となるが、この算出基準を正確に言えば、これは「30才の勤労者の賃金の48%」と表現すべきである。

11 ひかり協会の生活手当は、被害者が30才の時すなわち1985年の2年前の資料を金額算定に利用し、その後もこの金額をスライドさせている。すなわち、被害者が56才になった2011年でも基礎になっているのは「30才の勤労者の賃金の60%」である。1985年の改正当時1級受給者45,125円、2級受給者58,100円が、2009年でも1級57,492円、2級受給者では73,992円である。この数字をひかり協会が根拠としたという「公害健康被害補償制度」に比べて見ると、26年間で

両者の間には驚くほどの格差が生じていることが分かる。

年		公害健康被害補償制度		単純平均		60%		生活手当		障害者基礎年金		
								1級		1級		合計
1983	男	197,500	女	119,800	158,650	95,190	(198,312)	50,000	58,652	108,652		
2006	男	353,100	女	204,200	278,650	167,190	(348,312)	57,642	82,508	140,150		

(注1) 括弧内の数字は公害健康被害補償制度の金額を100%に直し、それを基準に60%を算出した金額。

(注2) ひかり協会の云う生活保障水準額とは、「生活手当+障害者基礎年金」の合算額を云う。

12 公害健康被害補償制度の23年間での上昇率は1.75倍になっている。生活手当は1.27倍である。障害者基礎年金は1.27倍である。生活手当の金額を1985年の50,000円と2006年の金額57,642円と比較すると僅1.15倍の伸びしかない。1985年1級の生活手当(50,000円)+障害者基礎年金(58,652円)=108,652円と、2006年の生活手当1級57,642円+障害者基礎年金82,508円=140,150円を比較すると1.28倍となり、公害健康被害補償制度の伸び率より大幅に低下している。

第2 「30歳代を迎えての被害者救済事業の基本的確認事項」の法的性質と不法行為責任について

1 現在生活手当として重症被害者に支給されている年金は、恒久対策案の「II 具体的対策中、(6)生活権の回復(イ)年金 自ら収入を得ることが出来ない被害者には国家公務員一般行政職の給与相当額を基準として年金を終身支給する」に由来するものである。

生活手当は、ひかり協会が発足後は暫定措置として障害者基礎年金1級~2級の者には調整手当として4万円を支給していた。次年度からは1級一5万円、2級一4万5000円を支給し、それに加えて人によっては1級には付加手当4万円、2級には同2万円が支給され(原告は受給していない)、この暫定措置は1985年まで続いた。暫定措置が決められた1975年には、国家公務員の20才時本俸は6万2500円であったから、調整手当と障害者基礎年金を加えれば、「国家公務員一般行政職の給与相当額」という恒久対策案の規程を逸脱するものではなかった。

2 暫定措置を改悪し、固定化したのが「30歳代を迎えての被害者救済事業の基本的確認事項」(守る会、太陽の会=被害者自身の会、ひかり協会)によってである。このなかの「3生活保障・援助」で、生活手当として新しい基準額が設定され

た。ここにおいては、「本人の所得保障の水準は、30才の勤労者の賃金の60%とする。」と決定され、「付加手当」は支給されなくなった。以後、現在までこの基準には変化がない。

3 被告ひかり協会は、ひかり協会・守る会・太陽の会の三者基本的確認事項を、「三者が具体的な案を作成・検討するための『たたき台』である。」旨主張する。しかし、「30歳代を迎えての被害者救済事業の基本的確認事項」は、その前文でも明らかにおり、「ひかり協会は、昭和58年度事業計画書で30歳代の被害者救済事業のあり方について検討することを決定した。協会理事会は、直ちに検討委員会を設置して問題点を整理し、昭和58年10月専門委員会諮問すると同時に守る会・太陽の会の意見を求めてきた。以来、守る会・太陽の会・協会は、昭和59年1月より6回にわたり協議し、同年10月10日、30歳代を迎えての被害者救済事業の基本事項について、次のとおり意見の一致をみた。三者は、この基本に基づいて具体案の作成・検討を行うことを確認した。」とある。そして、「Ⅱ各論 3生活保障・援助」の項目において「本人の所得保障の水準額は、30才の勤労者の賃金の60%とする。」「算定方式とスライド方式は出来るだけ効率的で安定した制度とする。」という確認がなされた。

4 「30歳代を迎えての被害者救済事業の基本的確認事項」においては、「本人の所得保障の水準額は、30才の勤労者の賃金の60%とする。」とあるように、その記載内容は極めてシンプルナ表現で、「30才の勤労者の賃金の60%」とあるように基準も極めて明確である。つまり、本人の所得保障の水準額は、国民的合意が得られるように配慮し、勤労者の賃金と同額とせず、「勤労者の賃金の60%」と障害者であることから、いうなれば遠慮して基準を設定したものである。この基準は、被害者保障の最低限度の基準を定めたものであり、法的拘束力をもつ確認事項なのである。

「30才の勤労者の賃金の60%」と並んで「算定方式とスライド方式は出来るだけ効率的で安定した制度とする。」という規程が存在する。ここにいう「算定方式」は、「30才の勤労者の賃金の60%」を具体化すべく「本人の所得保障の水準額」を計算する、いわゆる具体的な算定方式を制度化することを意味する。「勤労者の賃金の60%」という基準を変更することは許されていない。

5 ひかり協会は、昭和60年11月10日の理事会で「30歳代を迎えての被害者救済事業のあり方」を決定し、昭和61年1月26日の理事会で「生活保障水準額 110,000円」と決定した。広報内容は、「生活手当：支給月額＝『生活手当の保障水準額』－『受給中の障害基礎年金額』（注）「保障水準額は110,000円とし、障害基礎年金にスライド」と云うものであった。

ひかり協会の広報では、保障水準額110,000円が、勤労者のどのような賃金を基準として、その60%として決定されたのかは不明である。勤労者の賃金の基準額が明らかにされていない。「勤労者の賃金の60%」という基準からして「勤

「労働者の賃金」の額を定めなければならない。毎年公開されている賃金センサス（賃金構造基本統計調査：厚生労働省統計情報部編）を参考にしてどの基準を採用するかなど具体的な検討がなされて然るべきである。しかし、ひかり協会の準備書面では、この点は明らかにされていない。主張としては、「生活手当、・・・61年4月実施時の月額を59年度ベースの110%とし、・・・」「各手当の月額は・・・生活手当 保障水準額 110,000円」とあるのみである。

6 ところで、守る会は、別事件の準備書面において、先述したように、「ひかり協会が支給している生活手当及び生活保障水準額の検討過程は、・・・『ひかり協会が設定する生活保障水準額において反映させる1983年当時の賃金の状況として、公害健康被害補償制度を参考にした。男・30~34才197,500円と女・30~34才119,800円の単純平均158,650円の6割である95,190円を一つの根拠とした。また、厚生年金の全受給者平均が114,204円であったことも根拠とし、最終的に1986年度の支給開始時の生活保障水準額を110,000円と決定した。』と主張がなされた。

このことは、ひかり協会が、「勤労者の賃金の60%」という法的拘束力のある基準に違反し、この基準を全く反古にして「勤労者の賃金」の80%を基準にして「障害補償基準額」が定められている「公害健康被害補償制度」における「障害補償標準給付基礎月額」を基準として、生活手当の保障水準額を決定したことを意味する。

ここには、故意に、ヒ素ミルク被害者の生活手当の保障水準額を低額に抑える意図をうかがい知ることが出来る。「公害健康被害補償制度」によるならば、被害者の生活手当の保障水準額は、「勤労者の賃金の48%」にしかならないものであり、ひかり協会は、この時点において、「勤労者の賃金の60%」を「勤労者の賃金の48%」と訂正して広報すべきであった。にもかかわらず、ひかり協会・守る会、森永は、被害者の救済を恒久対策案にそって実行する義務を怠り、さらには確認事項に違反して、その後も、「勤労者の賃金の60%」という基準で生活手当の保障水準額が定められていると虚偽の広報を出し続けてきたものであり、その結果、被害者をして「勤労者の賃金の60%」の生活手当の保障水準額であるかのように誤信させて、さらには、被害者が年齢を重ね、歳を取っても「30才の勤労者の賃金の60%」を基準とする生活手当の支給を受けさせてきたものであり、民法709条の不法行為責任を負うものである。